

議会運営委員会記録

○開催日時

平成30年9月3日 午後4時38分～午後4時59分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	今塩屋 裕 一	委員	宮 里 兼 実
副委員長	持 原 秀 行	委員	福 元 光 一
委員	杉 藪 道 朗	委員	成 川 幸 太 郎
委員	永 山 伸 一		

○欠席委員（2人）

委員	徳 永 武 次	委員	帯 田 裕 達
----	---------	----	---------

○議長（地方自治法第105条による出席）

議 長 新 原 春 二

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副 議 長 大 田 黒 博

○その他の議員

議 員 井 上 勝 博

○説明のための出席者

総 務 部 長	田 代 健 一		
総 務 課 長	平 原 一 洋	議 会 事 務 局 長	田 上 正 洋
文 書 法 制 室 長	川 畑 央	議 事 調 査 課 長	砂 岳 隆 一

○事務局職員

事 務 局 長	田 上 正 洋	主幹兼管理調査グループ長	久 保 淳 一
議 事 調 査 課 長	砂 岳 隆 一	管理調査グループ員	堀之内 孝 充
課 長 代 理	瀬 戸 口 健 一	議 事 グ ル ー プ 員	藤 井 朋 子
主幹兼議事グループ長	久 米 道 秋		

○審査事件等

- 1 議案第84号 薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定に係る特定納税義務者の意見書について
 - 2 大規模災害時における議会・議員の対応指針について
-

△開 会

○委員長（今塩屋裕一）これより、議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（新原春二）どうもきょうはお疲れさまでございました。8月8日以降の議長室の動きにつきまして御報告申し上げます。

それぞれ見てのとおりでございますが、まずポートセミナーが8月8日に開催されて、鹿児島県の議会の中でも報告がありましたけども、150名の参加で、船主等の皆さんとも話をしました。ぜひ川内港の利活用を進めていきたいという話でありましたので、議論的に港の拡張も含めて、そういうような話になっているようであります。

それから、阿久根市から問題提起されておりますサンセット牛之浜景勝地の道の駅の整備促進協議会について、長島町、阿久根市、薩摩川内市でぜひ協力を願いたいということで、主体は阿久根市が持つていくということで、建設費等も含めて阿久根市と。

ただ、物販の置き方なんかも含めて薩摩川内市も協力してほしいという要請で、この協議会の中にサブとして入っていきますので、よろしくお願いします。

状況的には、前も話しましたように、牛之浜インターチェンジの入り口に景勝地をつくりたいということでもあります。

ただ、かなりハードルが高いというふうに話をされて、今、国県のほうにいろいろ陳情されているようでもあります。

それから、8月16日には第60回の川内川の花火大会が記念大会として開催されて、非常ににぎわいをしているようでした。

20日には、岩切市長との協議ということで、議長、副議長、会派の代表者、坂口議員含めて、議員報酬に対する諮問をしてほしいということの

要請をしたところであります。

個々については、議員報酬と委員長手当の関係について諮問をしてほしいということで、市長的には諮問をしたいという話でありますので、これから作業に入っていくんじゃないかというふうに思います。

ただ、市長が一番心配されるのは、議員報酬の引き下げを言われるかもしれませんよというのを一つはマイナス要因としてもありますねという話は、その中であったようです。

それから、阿久根川内道路の建設促進の鹿児島国道事務所には要望活動をしてあります。

そのときに、事務所の所長さんが言われるには、要するに用地買収をするための了承をぜひ各地でとってほしいと。用地交渉ができれば、あとは金の出どころはつかむだけですので、スムーズにいきますよということでありました。

阿久根から西目間のほうをこしは事業化をされて、工事着工をしておりますので、用地買収が早ければ、どんどん進めていくんじゃないかという感じを持ちました。

それから、あとずっと読んでもらえばわかりませんが、東京薩摩川内会、近畿薩摩川内会がそれぞれ開催をされました。

それから、全日本の女子バレーボールのアンダー23、これは若手の人で東京五輪に出場するような人たちですが、今回2回目の合宿をしていただきまして、非常に薩摩川内市の施設について、あるいはマナー、接遇について、非常に安保監督が感激をされていまして、楽しみな一面であります。

それから、秋季畜産共進会が東郷を皮切りにスタートしました。それぞれまた9月18日の地区大会、郡大会に向けて、みんな頑張っているところでもありますので、9月18日、暇がありましたら薩摩市場で郡大会の共進会がありますので、激励に行っていただければありがたいと思います。

△議案第84号 薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定に係る特定納税義務者の意見書について

○委員長（今塩屋裕一）それでは、議案第84号薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定に係る特定納税義務者の意見書についてを議題といた

します。

まず、事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（砂岳隆一） それでは、議案第84号薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定に係る特定納税義務者の意見書について御説明いたします。資料1をごらんください。

8月28日に提出のございました九州電力株式会社からの回答文書でございます。裏面をごらんください。意見書になります。

九州電力株式会社から、条例案に対します意見を記載してございますが、最後の行にあります。九州電力株式会社とされましては、総合的に勘案し、本市条例案を受け入れるとされてございます。

なお、8月22日の本会議でございましたが、意見書につきましては、明日4日の本会議に配付いたし、御報告されることとなっております。

以上で、意見書の説明を終わります。

○委員長（今塩屋裕一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（今塩屋裕一） 質疑、意見はないと認めます。それでは、本意見書については、説明のとおり、あすの本会議で配付されることとなりますので、御了承願います。

以上で、議案第84号薩摩川内市使用済核燃料税条例の制定に係る特定納税義務者の意見書についてを終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時45分休憩

~~~~~

午後4時45分開議

~~~~~

**○委員長（今塩屋裕一）** ここで、本会議に戻します。

△大規模災害時における議会・議員の対応指針について

**○委員長（今塩屋裕一）** 次に、大規模災害時における議会・議員の対応指針についてを議題とします。

事務局に説明を求めます。

**○議事調査課長（砂岳隆一）** それでは、大規模災害等における議会・議員の対応指針について、

御説明いたします。資料の2-1をごらんください。

これまで議会運営委員会におきまして、検討を進めていただいております大規模災害時における議会・議員等の行動指針等につきまして、自然災害及び原子力災害に対する初動期の対応に関する考え方につきまして、6月25日開催の本委員会に提出いたし、会派で御協議いただいた後、7月23日の本委員会におきまして御了承いただいたところでございます。

つきましては、御了承いただきました考え方に基づき、これから御説明いたしますが、資料2-2のとおり行動指針を策定することといたしました。

なお、資料2-1の下の表でございますが、薩摩川内市議会災害復旧協議会設置要綱を制定してございますが、要綱の参考資料の中に、ゴシック体の部分になりますが、議員の皆様を記載した部分がございましたので、今回、行動指針を策定いたしますので、削除することといたしてございます。

資料2-2をごらんください。1の対象とする災害につきましては、市地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置されます記載の災害としてございます。

2の初動期の対応でございますが、御了承いただきました自然災害及び原子力対策に対する初動期の対応に関する考え方に基づき、地震または大雨、洪水、台風の自然災害と、原子力災害とに分けて、それぞれ本会議、委員会が開催されているときと、会議が開催されていないときのそれぞれに分けて記載してございます。

まず、自然災害の場合でございますが、本会議、委員会が開催されるときについて、議長、委員長、会議に出席しておられる議員の皆様と、会議に出席しておられない議員の皆様と、事務局に区分いたし、対応内容を記載してございます。

その中で、アンダーラインを引いてございますが、なお書きの部分になります。会議出席や視察等のため市外等に出張されている場合は、速やかに帰途に就くとの部分については、今回追加した部分となります。

次のページをごらんください。会議が開催されていないときといたしまして、議員、事務局に分

けて対応を記載してございます。

次に、原子力災害の場合につきまして、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に区分し記載してございます。

なお、原子力災害におきましては、議員の皆様はP A ZまたはU P Zに分けて対応を記載しているところでございます。

次のページになりますが、3の初動期経過後の対応といたしましては、議長におかれましては、災害復旧対策協議会を設置し、協議結果を報告することとしてございます。

また、議員の皆様には所在を御連絡いただくとともに、地域においては情報収集等を行っていたこととしてございます。

事務局におきましては、災害対策本部及び正副議長等と連絡調整を行いますとともに、災害情報を議員の皆様へ伝達することとしてございます。

なお、その他の対応につきましては、策定しております業務継続計画に沿って行動することとしてございます。

以上で、説明を終わります。

**○委員長（今塩屋裕一）** ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（今塩屋裕一）** 質疑、意見はないと認めます。それでは、本件については会派での協議をお願いします。

なお、協議結果については、10月4日の委員会で報告くださるようよろしくお願いします。

以上で、大規模災害時における議会・議員の対応指針についてを終了いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午後4時50分休憩

~~~~~

午後4時59分開議

~~~~~

○委員長（今塩屋裕一） ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（今塩屋裕一） 以上で議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今塩屋裕一） 御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 今塩屋 裕 一